

令和5年度 第4回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和5年8月7日（月） 10：00～12：30

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾部会長、堀岡部会長代理、両角委員

労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員

使用者代表委員 寺山委員、江下委員

事務局 福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

(1) 金額審議

(2) その他

5. 資 料

なし

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第4回富山県最低賃金専門部会を始めさせていただきますと思います。

本日は、使用者代表の八田委員が御欠席ですが、定足数を満たしているため、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を長尾部会長にお願いいたします。

[長尾部会長] ただ今から、令和5年度第4回富山県最低賃金専門部会を開催します。

本日は4回目の部会審議ですが、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られますよう御協力をお願いします。

なお、1回目の審議でお示ししたとおり、公労使三者での協議は公開、公労・公使での個別での審議は非公開とします。

それでは、本日の議事に入ります。

3回目までは各側の基本的な考え方、それに基づく主張をいただき、先週金曜日には金額をそれぞれ提示していただきました。

本日までには補足することなど、さらに説明をしたいことなどはございますか。

労働者側、いかがでしょうか。

[中野委員] 特にこの場ではありません。

[長尾部会長] 使用者側、いかがでしょうか。

[寺山委員] 同じくこの場ではございません。

[長尾部会長] それでは、個別折衝を行います。労働者側からお話を伺いますので、使用者側は控室でお待ちください。傍聴人は退出してください。

(傍聴人退室)

(個別折衝)

(傍聴人入室)

[長尾部会長] 専門部会を再開します。

労使各側の意見をお伺いし、調整に努めてまいりましたが、双方の主張に隔たりがあり、さらに調整を重ねても結論を得ることが困難ではないかと思われま

す。つきましては、公益委員案を提示し、採決により本専門部会の意見を決したいと存じますがいかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、採決により本専門部会の意見を決することとします。

事務局は、公益委員見解と公益委員案を配付してください。

(事務局は、公益委員見解と公益委員案を配付)

[長尾部会長] 公益委員見解をお伝えします。公益委員見解の読上げをお願いします。

[山越賃金室長] 令和5年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員見解

令和5年8月7日

令和5年度富山県最低賃金の改正決定については、本日まで4回にわたり専門部会を開催し、真摯な議論により十分な審議を尽くしてきたところである。

公益委員としては、労使の意見を踏まえつつ、

- (1) 「賃金」について、春季賃上げ状況における賃金上昇率は、連合富山の6月21日付け集計結果で3.52%と高い水準となっている。また、富山県経営者協会による春季賃金改定状況調査では、3.26%となっている。賃金改定状況調査については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.0%であり、昨年度の結果(1.4%)を上回っている。さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.4%となっており、これも昨年の結果(2.0%)を上回った。なお、「賃金」にかかる各種統計から確認できる賃金上昇率について、全国平均と比較して特筆すべき大きな差異は認められない。
- (2) 「通常の賃金の支払能力」について、法人企業統計における企業利益(売上高経常利

益率)については、令和3年は6.3%、令和4年は6.6%、令和5年1月から3月期は6.3%と安定している。製造業では、令和3年は8.6%、令和4年は8.7%、令和5年1月から3月期は7.0%と非製造業と比較して利益率は高い。富山県は、人口1万人あたりの製造業の事業所数が25.1事業所(全国平均14.1事業所)と全国3位、従業者数が1,192人(全国平均595人)と全国1位であり、富山県は製造業が盛んな「ものづくり県」である。よって、富山県における「通常の賃金の支払能力」は全国の中で高いものと評価できる。また、企業物価指数は今年4月の120.0をピークに減少傾向であるが、今年6月で119.0であり、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。なお、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも重要性が増している価格転嫁は、全国的にまだまだ不十分な状況にある。原材料コストと比べ、エネルギーコストや労務費コストの転嫁が進んでいない状況が認められる。

- (3) 「労働者の生計費」について、消費者物価指数を確認すると、昨年の改定後の最低賃金が発効した令和4年10月は富山市103.6、全国103.7とおおむね同じであったが、令和5年6月には富山市106.0、全国105.2と富山市の消費者物価指数が全国値を上回っている。くわえて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇がありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。
 - (4) 最低賃金額を目安どおり40円引き上げた場合、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく影響率は17.1%となる。令和4年に31円引き上げた際の影響率は14.9%であったが本年の未満率は2.6%、令和3年に28円引き上げた際の影響率は13.5%であったが令和4年の未満率は2.0%であり、事業者等の努力により最低賃金引上げにかかる影響は翌年にはおおむね解消されていると認められる。なお、影響率が高いということは、最低賃金改定によって賃金が引き上げられる労働者数が多いということであり、経済的に否定的な要素だけでない。
 - (5) 令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は富山県を含むBランクにおいて40円とされたところである。この目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであるとされているところ、前述の(1)から(4)に記載のとおり、全国及び富山県の実態をふまえると、目安以外の引上額とすべき特段の要素は認められない。
 - (6) 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については全国的に労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、「生産性向上等への支援への一層の強化」「賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇」「ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化」「価格転嫁対策にかかる取組の一層の強化」「税制を含めた更なる施策」が期待できる。
- 等の要素を総合的に検討した結果、富山県最低賃金については、現行最低賃金額を40円引上げ、時間額948円とすることが適当であるとの結論に達したものである。

[長尾部会長] ありがとうございます。次に公益委員案の読上げをお願いします。

[山越賃金室長] 公益委員案を読み上げさせていただきます。

令和5年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員案
現行最低賃金額 時間額 908 円 発効日令和4年10月1日
改正最低賃金額 時間額 948 円 引上げ額 40 円 引上げ率 4.41%
発効日 法定どおり

法定どおりであれば、令和5年10月1日です。

以上です。

[長尾部会長] ありがとうございます。引き続き採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

まず、公益委員案に賛成の委員は、挙手願います。

次に、反対の委員は、挙手願います。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

採決の結果、賛成5名、反対2名、保留0ですので、賛成多数により、公益委員案をもって本専門部会の決議といたします。

本専門部会の決議について、専門部会報告案を準備しますので、しばらくお待ちください。

(事務局は、専門部会報告文案を準備・配付)

[長尾部会長] 事務局は、報告案を読み上げてください。

[河合賃金室長補佐] 報告案を読み上げさせていただきます。

(案) 富最賃専第4号 令和5年8月7日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の富山県最低賃金(時間額877円)は令和3年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 部会長 長尾委員 部会長代理 堀岡委員 両角委員

労働者代表委員 中野委員 大森委員 黒川委員

使用者代表委員 寺山委員 江下委員 八田委員

別紙1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 948円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2には生活保護費の比較について、別添には専門部会の審議経過を記述させていただいておりますが、時間の関係もございますので、読上げは省略させていただきます。

[長尾部会長] 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告したいと考えますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] そのほか何かございますでしょうか。

[寺山委員] 今回大変皆さんお疲れさまでした。残念ながら全会一致にはならず大変残念でございます。要望を申し上げてよろしいでしょうか。今回の地方審議会日程ですが、昨年から中央の目安が非常に遅れてくるということもございまして、地方審議日程が連日という形の中、これまでインターバルを1週間あるいは2日3日空けて、いろんな準備ができた期間が全く取れない状況が今回も続きました。来年は是非、この地方審議会日程を余裕をもって組んでいただきたい。仮に中央の目安が通常どおり早く出れば、10月1日の逆算になるかもしれませんが、今回や前年のように遅れてきた場合には審議日程に少し余裕を持ち、10月1日の発効にこだわらない日程を是非組んでいただきたいです。富山労働局として内容(要望)を中央のほうにも挙げていただければと思っております。

[長尾部会長] 事務局、いかがでしょうか。

[山越賃金室長] はい。御要望について確かに承りました。まず地方審議会における日程調整につきましては、来年度、公労使の委員皆様の日程の御意向を余裕のある日程を構築できるよう尽力して参りたいと思います。また、中央最低賃金審議会の目安がここ2年、去年・今年と遅れていることにつきましてもおっしゃるとおりでございまして、こちらに関しても地方審議会において、丁寧な審議ができるように御配慮いただけますよう、中央のほうにも要望を申し上げていきたいと思っております。以上です。

[長尾部会長] 寺山委員、いかがでしょうか。

[寺山委員] 10月1日にこだわらない事に関しては労側の皆さんもそれでよろしいでしょうか。

〔中野委員〕 春の労使交渉で賃上げになった労働者は、4月からすでに賃金が上がっていますし、遅くとも5月には多くの従業員の賃金は上がっています。企業は新しい事業年度の4月からの人件費を計算して、3月に交渉するわけですので、多くの皆さんが4月から春の交渉の引上げを踏まえた賃金が支払われております。私たちは10月1日にこだわるといふか、できれば9月でも8月でも反映をしていきたいという思いがあります。最低賃金が引き上がることだけでしか、賃金が引き上がらない最低賃金近傍の皆さんにおいては、今法律上では10月1日ということになっておりますので、丁寧な審議はしていかなければなりません。1日でも早い引上げ、反映はするべきだと思っております。その具体的な審議によって遅れるのは、やぶさかではありませんが、こだわりは持っていきたいと思っております。事務局から本省のほうに意見・要望をされるのであれば、中賃での議論を早めていただき、地方での審議日程を確保してほしいということは、富山の労側としても賛成だということ、加えていただければと思います。私からは以上です。

〔寺山委員〕 確認となりますが10月1日は法的には縛られていないという認識でよろしいですね。

〔山越賃金室長〕 はい。

〔寺山委員〕 法的には10月1日はないということの確認をさせていただきました。しかし、これまで同様10月1日を目標とするならば、例えば中央からの目安前に審議を開始するというのも一つあるかもしれません。そうするとどういふことが起こるかという、労使の中で意見をフラットに語れることがあります。その後目安が出てくると場合によっては、目安よりも低い金額でお互いの話が出ているかもしれません。あるいは高く出ているかもしれません。後から目安が出て、目安はあくまでも参考として日程スケジュールを組めば、中野委員からおっしゃっていただいた1日でも早く応えるということではできないのではないかと考えます。ですから、目安に左右されずにもっと早い時期から行うことは、全然やぶさかではないと思います。全会一致を目指して、地方審議会で正しい論戦、審議をするということであれば、そういったスケジュールも十分可能ではないかなと思っています。是非そういったことも議事録の中に残しておいていただければ思っております。

〔山越賃金室長〕 ありがとうございます。記憶が定かではございませんが、目安が出る1週間前から審議を開始している労働局がございます。各労働局が審議日程を調整した記録を入力していますが、富山局の日程を調整した後入力したときに、そういうやり方をされている労働局がありました。なるほどなあと思いましたが、後ほどどこの労働局かを確認させていただきたいと思っております。目安前にスタートすることは決してNGではございません。審議の進め方については、事務局は口をはさむ部分ではないと判断しています。日程を早めに設定させていただいて、公労使三者の皆様が気持ちよく審議ができるよう、事務局として今の要望を伺って日程のほうは組んでいきます。来年度もまたよろしくお願いたします。

[寺山委員] 毎回気持ちよく審議をさせていただいているところですが、是非そういったことを言葉だけではなくて、本当にそれが実行されるような形で御尽力いただければと思います。そういったフラットな審議の中で、中賃の目安の追認ではない形で来年は進めさせていただければと思います。

[長尾部会長] ありがとうございました。事務局は議事録としてしっかりと残していただければと思います。ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認担当委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、中野委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人をお願いします。

以上で、本日の第4回専門部会の審議を終了します。どうも長い間お疲れ様でした。